

## 別紙 3 - 2 (農地防災に係る取扱い)

### 第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の (2) の①のアの(ウ)に掲げる農地防災の取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、別紙 3 - 1 及びこの取扱いの定めによるところによる。

### 第 2 防災ダム事業

- (1) 運用 1 別紙 1 の I の 1 の (3) の地震対策ため池防災工事のうち管理施設整備工事のみを行う場合には、あらかじめ事業完了後の施設の予定管理者及び維持管理計画を明らかにするとともに、事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。
- (2) 防災ダム等利活用保全施設整備工事(運用 1 別紙 1 の I の 1 の (4) の防災ダム等利活用保全施設整備工事をいう。以下この別紙において同じ。) は、運用 1 別紙 1 の I に掲げる要件のほか、次に定める要件を満たすものとする。
  - ア 防災ダム等の保全・管理向上、周辺環境の保全及び利活用を図る上で、必要と認められるものであること。
  - イ 防災ダム等利活用保全施設整備工事の実施につき、地元の農業者その他住民、市町村及び農業団体の意欲が高い地域において行われるものであること。
- (3) 防災ダム等利活用保全施設整備工事の内容は、次に定めるものとする。

ただし、貯水池内で行う工事については、防災ダム等の機能及び管理上支障を与えないものに限るものとする。

  - ア 景観の保持及び管理のための貯水池内の整備
  - イ 親水のための石積護岸、ブロック積等の整備
  - ウ 防災ダム等の利活用を考慮した管理用道路、防護柵、管理棟の整備、法面整形・保護工、侵食防止工
- (4) 防災ダム等利活用保全整備工事は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業以外の事業として実施する。
- (5) 運用 1 別紙 1 の I の 1 の (1) の防災ダム工事及び 2 の (2) の防災ため池工事のうち 2 の (2) のアの(ア)の a 並びに(イ)の a（ただし、豪雨による決壊を防止するために行う工事であって、施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を除く。）により農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の 50%未満のものに限る。
- (6) 施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池で工事を実施する場合にあっては、工事を実施するため池が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき作成する市町村地域防災計画に位置付けられることとする。
- (7) 施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池で工事を実施する場合にあっては、事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

### 第 3 ため池等整備事業

- (1) 大規模事業の対象とする施設は、運用 1 別紙 1 の II に掲げる要件のほか、次に定める要件を満たすものとする。

ただし、維持管理に係るものは除くものとする。

  - ア ため池（災害防止用のダムを含む。以下この別紙において同じ。）にあっては、次の要件を満たすもの

- (ア) 堤高がおおむね 10 メートル以上又は貯水量がおおむね 10 万立方メートル（中山間地域（運用 1 別紙 1 のⅡの 2 の(3)の中山間地域をいう。以下同じ。）にあっては、おおむね 5 万立方メートル）以上のもの
- (イ) 当該ため池の決壊による想定被害額（以下この別紙において「想定被害額」という。）がおおむね 1 億円以上で、かつ、農業関係（農用地、農業用施設、農作物、家畜、農業用建物及び農機具等）以外の被害額が 5,000 万円以上を占め、更に、関係市町村住民 100 名以上の生命に危険が予測されるもの（中山間地域にあっては、想定被害額が 5,000 万円以上で、かつ、関係市町村住民の生命に危険が予測されるもの）
- イ 頭首工、樋門、用排水機場及び水路にあっては、次の要件を満たすもの
- (ア) 頭首工（集水渠を含む。以下この別紙において同じ。）にあっては、流域又は河状の変化等により周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるものであって、次のいずれかに該当するもの
- a 決壊又は護床、護岸等の不備により、堤防又は公共施設等に重大な影響が生ずるおそれのあるもの
- b 流木、土砂堆積等により可動堰が機能障害を受け、洪水の流下を阻害しているもの
- (イ) 樋門（水門、樋管を含む。以下この別紙において同じ。）にあっては、堤防と一体となっている樋門であって、脆弱化による浸水又は漏水により、周辺の農用地、堤防又は公共施設等に重大な影響が生ずるおそれのあるもの
- (ウ) 用水又は排水の機場にあっては、次のいずれかに該当するもの
- a 排水機場で施設の脆弱化による排水機能の低下により被害が生じているもの
- b 用水又は排水の機場で施設の脆弱化により堤防又は公共施設等に被害を与えるおそれのあるもの
- (エ) 水路にあっては、次のいずれかに該当するもの
- a 山腹部に築造された水路であって、土砂崩壊、山地流域からの流入等により、下位部の農用地、農業用施設、人家等に被害を与えるおそれのあるもの
- b 盛土又は軟弱基盤上に築造された水路であって、漏水又は脆弱化による用排水機能の低下により、周辺の農用地、農業用施設、人家等に被害を与えるおそれのあるもの
- c 一連の効用を有する水路のうち、トンネル部の崩壊の危険が顕著であり、早急に補強等を要するもの
- d サイホン、水路橋、暗渠等の損傷により、周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるもの
- e a～d と一連の施設であって、分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なもの
- (2) 小規模事業の対象とするもののうち頭首工、樋門、用排水機場及び水路は、運用 1 別紙 1 のⅡに掲げる要件を満たすほか、流域又は河状の変化、土砂崩壊、施設の脆弱化等により、周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるもので早急に整備を要するもの及びこれらと一連の施設であって、分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なもの
- ただし、維持管理に係るものは除くものとする。
- (3) ため池整備工事（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(1)のため池整備工事をいう。以下この別紙において同じ。）、ため池整備工事（特別対策型）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(2)のため池整備工事（特別対策型）をいう。以下この別紙において同

じ。)及びため池整備工事(都市型緊急整備事業)(運用1別紙1のⅡの1の(3)のため池整備工事(都市型緊急整備事業をいう。以下この別紙において同じ。))で実施するため池等の廃止は、ため池等の安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、当該ため池等の周辺のため池等の整備と一体的に行うものに限るものとする。

- (4) ため池整備工事(都市型緊急整備事業)の対象となるため池は、公共施設、周辺人家等の想定被害額がおおむね1億円以上であるものに限るものとする。
- (5) 利活用保全整備工事(ため池利活用保全整備工事(運用1別紙1のⅡの1の(1)のカ、(2)のカ及び(3)のオのため池利活用保全整備工事をいう。以下同じ。))及び用排水施設等利活用保全整備工事(運用1別紙1のⅡの1の(5)のエ及び(6)のイの用排水施設等利活用保全整備工事をいう。以下同じ。))の内容は、次に掲げるものとする。

ア 用排水施設等利活用保全整備工事により実施するもの

(ア) 親水のための石積護岸、ブロック積等及び利用者の安全のための防護柵等の整備

(イ) 特認施設(利活用を考慮した照明設備、放送設備その他農村民生局長が特に必要と認める施設)整備

イ ため池利活用保全整備工事で、当該工事以外の整備と併せて行うもの

(ア) 親水・景観保護のための施設

親水護岸又はこれらに類するもの

(イ) 生態系保全のための施設

蛸ブロック、魚巢ブロック、草生又はこれらに類するもの

(ウ) 造成された施設の適切な利用と保全を図るための施設

安全管理上必要な巡回用道路(必要最小限の管理用駐車スペースを含む)・通路、案内板、照明、消雪施設又はこれらに類するもの。

ただし、運用1別紙1のⅡの1の(1)のア、(2)のア及びウの工事と併せて行う場合にあっては、巡回用道路、安全施設又はこれらに類するものに限ることとする。

(エ) a ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防災用水として利用するために必要な取水施設、導水路、遊水池等の整備

b しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備

c a又はbと併せ行う安全施設、土砂ダム堰堤等の管理施設の整備

ウ ため池利活用保全整備工事で、イの他に行うもの

(ア) ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防災用水として利用するために必要な貯水機能等の整備

(イ) (ア)と併せ行う安全施設及び巡回道路等の整備

- (6) 管理施設の新設のみの場合にあっては、法律の規定等によりその設置を義務付けられ、又は設置の指示のあったもので、洪水等から安全を確保するために必要なものに限るものとする。

- (7) ため池のしゅんせつ工事は、次のア又はイの要件を満たすものとする。

ア ため池機能保全工事(運用1別紙1のⅡの1の(1)のウのため池機能保全工事をいう。以下この別紙において同じ。))で行うため池のしゅんせつ工事であって次のすべてに該当するものであること。

(ア) 貯水量に対する堆砂率がおおむね10パーセント以上のもの

(イ) 地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土、基盤土

等として利用するもの

(ウ) ため池の安全性を損なわないもの

イ ため池機能保全工事以外で行うため池のしゅんせつ工事のうち、ため池の堤体に係る工事と併せて行うものであって、次のいずれかに該当するものであること（代替工事として嵩上げ工事を含む。）

(ア) 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、次のいずれかの要件に該当するもの。

a 貯水量がおおむね 30 万立方メートル以上のものであって、貯水量に対する堆砂率がおおむね 10 パーセント以上のもの

b 貯水量がおおむね 10 万立方メートル以上 30 万立方メートル未満、堤高がおおむね 10 メートル以上のものであって、堆砂量がおおむね 3 万立方メートル以上のもの

(イ) 池敷地内の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積がおおむね 1,000 平方メートル以上のもの

(8) ため池整備工事、ため池整備工事（特別対策型）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）として実施する土砂ダム堰堤工事は、ため池の堤体に係る工事と併せて行うものに限るものとする。

(9) 運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(1)、(2)及び(3)の旧農業用ため池を対象に行う場合にあっては土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施する。

(10) 運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(2)並びに 2 の(3)、(4)、(6)及び(7)の「中山間地域」とは、次のとおりとする。

ア 次の市町村又は地域を含む市町村の区域

(ア) 過疎法第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。））、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

(イ) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村

(ウ) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

(エ) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

(オ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された特定農山村地域

イ アに準じる地域であって地方農政局長が特に必要と認めた市町村の区域

(11) ため池整備工事（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(1)のイを除く。）、ため池整備工事（特別対策型）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(2)のイを除く。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(3)のイを除く。）の対象とするため池のうち、受益面積が 10 ヘクタール未満のものにあっては、次の要件のすべてに該当するもの

ア ため池の貯水量がおおむね 1,000 立方メートル以上であること。

イ ため池に関係する農家が 2 戸以上であること。

ウ ため池周辺の住民の生命に対する危険又は主要な公共施設に対する被害が予測されること。

エ 災害防止のため、応急工事等を実施したものであること。

オ ため池の廃止の場合にあっては、当該ため池の用水の転換が可能であること。

- (12)ため池整備工事（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(1)のイを除く。）、ため池整備工事（特別対策型）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(2)のイを除く。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(3)のイを除く。）の対象とするため池のうち、受益面積が 10 ヘクタール未満のものの事業実施主体は、市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるもの（以下この別紙において「団体」という。）とする。

ただし、高度な技術を要するものであって、受益面積がおおむね 2 ヘクタール以上のものについては、都道府県を事業実施主体とすることができる。

- (13)ため池整備工事（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(1)のアを除く。）、ため池整備工事（特別対策型）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(2)のアを除く。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(3)のアを除く。）のうち、農業用ため池を対象として行われる場合の事業実施主体は、受益面積がおおむね 10 ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、おおむね 5 ヘクタール）以上のものにあつては、都道府県、受益面積がおおむね 5 ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、おおむね 2 ヘクタール）以上 10 ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、5 ヘクタール）未満のものにあつては原則として団体とする。ただし、高度な技術を要するものについては、都道府県とすることができる。

- (14)運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(5)のイを行う場合にあつては、当該事業内容の欄に掲げる要件のほか、次に定める要件を満たすものとする。

ア 現に農業用水利施設としての機能を有しているもの

イ 過去に溢水等により周辺地域に被害をもたらしたことがある施設であり、現に農業被害をもたらしているもの

ウ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に掲げる防災計画に定められている施設又は定められる予定の施設であること。

- (15)ため池整備工事（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(1)のアを除く。）、ため池整備工事（特別対策型）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(2)のアを除く。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(3)のアを除く。）の「ため池再編総合整備計画」は次に定めるところによるものとする。

ア ため池の農業的利用を基本としつつ、ため池の多面的な活用を図り、地域の防災安全度の向上、水利用の合理化、ため池管理の効率化並びに水辺環境の保全及び活用に資するものとする。

イ 同一水系又は受益地の重複した複数のため池の存在する地域を対象とする。

- (16)都道府県知事は、運用 1 第 2 の規定によりため池整備工事、ため池整備工事（特別対策型）、ため池整備工事（都市型緊急整備事業）及び利活用保全整備工事を実施するときは、当該ため池再編総合整備計画書を、別紙様式第 1 号の事業計画概要書に添付するものとする。

- (17)ため池整備工事（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(1)のアを除く。）、ため池整備工事（特別対策型）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(2)のアを除く。）及びため池整備工事（都市型緊急整備事業）（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(3)のアを除く。）で実施するため池のしゅんせつ工事は、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 廃止するため池の埋立並びに池敷内又は池敷周辺の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供されるもの
- イ 新たに容量増加を行うため池に係るしゅんせつであって、防災安全度の向上、水利用の合理化等に資するもの
- (18)ため池整備工事（特別対策型）を旧農業用ため池で行う場合に対象とするため池は、次の要件のすべてに該当するものとする。
- ア 旧農業用のため池であること。
- イ ため池の貯水量がおおむね 1,000 立方メートル以上であること。
- ウ ため池の廃止の場合にあっては、埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。
- エ 市町村等地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかになっていること。
- オ 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないものであること。
- (19)ため池整備工事（特別対策型）を旧農業用ため池で実施した場合の事業費のうち国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。
- (20)ため池緊急防災対策事業（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(8)のため池緊急防災対策事業をいう。以下この別紙において同じ。）の実施に当たっては、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく地域防災計画に位置付けられているため池については、原則としてその対象とするものとする。また、事業実施主体は、事業の成果が地域防災計画に反映されるよう配慮するものとする。
- (21)計画的に防災対策を推進するため、ため池緊急防災対策事業により整備される台帳（以下この別紙において「ため池基本台帳」という。）の記載事項について、変更、追加又は削除等の必要が生じた場合には所要の更新が行われるよう、事業実施主体はため池基本台帳の管理体制を整備するものとする。
- (22)ため池緊急防災対策事業の実施に当たって、事業費のうち国の助成を除いた残額は事業実施主体の費用を持って充当するよう努めるものとする。
- (23)「地震対策上緊急性の高い地域」（運用 1 別紙 1 のⅡの 2 の(7)の「地震対策上緊急性の高い地域」をいう。以下この別紙において同じ。）とは、運用 1 別紙 1 別表第 1 に掲げる地域をいう。
- (24)ため池整備工事のうち、地震対策上緊急性の高い地域における、地震発生時にため池の水を放流するための工事の内容は、次に定めるものとする。
- ア ため池の水を迅速かつ安全に放流するための底樋、下流側水路等の新設又は改修
- イ アの施設の機能を発揮させるための堆砂土のしゅんせつ又は放水バルブを遠隔操作するための施設等の整備
- ウ ア又はイと併せ行う管理用道路、安全施設、土砂ダム堰堤等の附帯施設の整備
- (25)ため池整備工事のうち、地震対策上緊急性の高い地域における、地震発生時にため池の水を放流するための工事を土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するに当たっては、事業費のうち国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。
- (26)地域防災のための施設の整備（運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(1)のカの c の地域防災のための施設の整備をいう。以下この別紙において同じ。）に当たっては、次の要件のすべてに該当するものとする。
- ア 緊急時の防災用水量がおおむね 400 立方メートル以上であること。
- イ 災害対策基本法に掲げる都道府県等の防災計画に定められた又は定められ

る予定がある施設であること。

(27) 地域防災のための施設の整備に当たっては、事業費のうち国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

(28) 運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(1)のエ、(2)のエ及び(3)のウを行うに当たって留意すべき事項及び事業内容については次のとおりとする。

ア ため池の水質汚濁に起因する農作物の生育阻害又は農作業の効率の低下等を防止するために必要な農業用排水施設の新設又は変更

イ 水質浄化施設整備

    a 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備

    b その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備

ウ ため池のしゅんせつ

(29) ため池水質改善工事(運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(4)のため池水質改善工事をいう。以下この別紙において同じ。)の内容及び留意すべき事項は、次のとおりとする。

ア 工事の内容

    (ア) 水質を改善するために必要な農業用排水施設の新設又は変更

    (イ) 水質浄化施設整備

        a 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備

        b その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備

    (ウ) ため池のしゅんせつ

イ 留意すべき事項

    都道府県が行う工事のうち、受益面積 2 ヘクタール以上 20 ヘクタール未満のものについては、しゅんせつした底泥土の活用等により、ため池の堤体又は周辺法面の補強等に資するものに限る。

(30) 運用 1 別紙 1 のⅡのため池等整備事業の 2 の(1)のウ、(2)のウ、(3)のウ及び(6)のウの「農村振興局長が別に定める条件」については、運用 2 (水質保全対策事業) 第 1 の 2 の(1)に掲げる条件を準用するものとする。ただし、ため池水質改善工事については、次に掲げる要件も満たすものとする。

ア ため池の水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じていること。

イ 農家・地域住民・行政等の関係者がため池の水質改善策を協議するためのため池水質改善協議会の設置が見込まれること。

(31) ため池機能保全工事、運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(1)のカの d 及び(2)のカの d の実施に当たって留意すべき事項は次のとおりとする。

ア ため池のしゅんせつ土を耕土として利用する場合で、ため池のしゅんせつ土に重金属等有害な物質を含む場合は、事業で使用しないものとする。

イ 耕土、基盤土等の受入れに係る合意が形成されているため池に限る。

(32) ため池等農地災害危機管理対策事業(運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(7)のため池等農地災害危機管理対策事業をいう。以下この別紙において同じ。)において、土地改良区が事業実施主体となる場合は、当該土地改良区が、災害対策基本法第 2 条第 6 号に掲げる指定地方公共機関として指定された、又は指定される予定の場合に限るものとする。

(33) ため池等農地災害危機管理対策事業は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとし、事業費のうち国の助成を除いた残額は、災害対策基本法に基づき防災に関する責任を有する都道府県、市町村等の費用をもって充当するよう努めるものとする。

(34) 農地災害危機管理対策計画(運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(7)の農地災害危機管理

対策計画をいう。以下この別紙において同じ。)は、防災情報管理システム整備計画及び地域危機管理整備計画に区分され、それぞれの計画の記載事項については、以下に掲げるとおりとし、当該計画及び当該計画中の事項のうちため池等農地災害危機管理対策事業に係る整備に必要な計画を策定し、及び当該整備に必要な計画中の事項を記載するものとする。なお、農地災害危機管理対策計画の策定に当たっては、防災情報管理システム整備計画については運用1別紙1のⅡの1の(7)のアに関する事項、地域危機管理整備計画については運用1別紙1のⅡの1の(7)のイ、ウ又はエに関する事項を記載するものとする。

ア 防災情報管理システム整備計画

(ア) 防災情報管理システム整備の基本構想

(イ) 整備実施期間

(ウ) 防災情報管理システムの対象となる地域及び施設の内容

(エ) 防災情報管理システムの整備及び運用計画

(オ) 他の防災関連システムとの連携等

イ 地域危機管理整備計画

(ア) 地域危機管理整備の基本構想

(イ) 整備実施期間

(ウ) 地域基礎情報

(エ) 地域危機管理整備の内容

(35) 農地災害危機管理対策計画のうち防災情報管理システム整備計画の対象範囲は、運用1別紙1のⅡの2の(7)の基準、災害対策基本法に基づく防災業務計画等を踏まえつつ、都道府県又は市町村が事業実施主体の場合はそれぞれ当該都道府県又は当該市町村の地域、土地改良区が事業実施主体の場合は当該土地改良区が災害対策基本法に基づき作成する防災業務計画に位置づけられた業務地域とするよう努めるものとする。

(36) 運用1別紙1のⅡの1の(7)のイの危機管理機能を向上させるための施設は、雨量計、水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ、ゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置、防水対策施設等とする。

(37) 運用1別紙1のⅡの1の(7)のウの支援を受けてハザードマップを作成した場合は、当該ハザードマップを公表するものとする。

(38) 運用1別紙1のⅡの1の(7)のエの防災・減災のために必要な活動、計画の策定及び体制の整備に当たっては、施設管理者又は受益農家のみならず関係住民等が参画するよう努めるものとする。

(39) ため池等農地災害危機管理対策事業の取扱については、取扱別紙1(ため池等農地災害危機管理対策事業)によるものとする。

(40) ため池緊急防災体制整備促進事業(運用1別紙1のⅡの1の(10)のため池緊急防災体制整備促進事業をいう。以下この別紙において同じ。)の地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動とは、防災・減災等の文献・事例の収集、ワークショップの開催、パンフレットの作成及び生態系・景観等の保全等とする。

(41) ため池緊急防災体制整備促進事業の実施は、平成27年度から平成31年度までに着手する地区に限るものとし、おおむね5年間又は併せて行うため池に係る整備事業の完了までの期間のいずれか短い期間とする。ただし、運用1別紙1のⅡの2の(10)のエにあっては、平成27年度から平成29年度までに着手する地区に限る。

(42) ため池緊急防災体制整備促進事業は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとする。

- (43)ため池緊急防災体制整備促進事業の所有者を確定するための申立てとは、不在者財産管理人の選任の申立て、土地の権利者が死亡している場合の相続財産管理人の選任の申立て等をいう。
- (44)ため池緊急防災体制整備促進事業において行う、農業用又は旧農業用ため池の廃止にあつては、農業者等が管理するものであつて、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であつて、次の要件の全てに該当するものとする。
- ア 埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。
  - イ 市町村等地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかとなっていること。
  - ウ 旧農業用ため池で実施する場合には、従前に農業用水を貯留する施設として使用されていたものであり、かつ、他の用途に使用していないもの
- (45)用排水施設整備事業（別紙３－１の運用１別紙１のⅡ．ため池等整備事業の１の(5)の事業をいう。）において施設長寿命化計画等に基づく施設機能保全対策を実施することができるのは、次のいずれかを満たすものに限る。
- ア 湛水防除等の農地防災を目的とした樋門、排水機場又は水路であつて、施設の脆弱化による排水機能の低下により被害が生じるおそれがあるもの
  - イ 農地防災を目的とした樋門、排水機場又は水路と一連の施設であつて、分離して機能保全対策を実施することが当該施設の効用上困難又は不適当なもの

#### 第４ 湛水防除事業

湛水防除事業の取扱については、取扱別紙２（湛水防除事業）によるものとする。

#### 第５ 農地保全整備事業

- (1) 運用１別紙１のⅣの１の(3)に掲げる排除工事の実施地区は、富士マサ、ボラ、コラ等の特殊土壌層又は農耕に特に支障のあるさんご若しくは石れきが存在する地域（石れきにあつては、れき含量おおむね５パーセント以上の地域）とする。
- (2) 運用１別紙１のⅣの１の(2)のイに掲げるもの（以下この別紙において「関連排水路」という。）及び(2)のウに掲げるもの（以下この別紙において「関連農道」という。）に要する経費と(2)のウに掲げるもの（以下この別紙において「水路兼用農道」という。）に要する経費の５０パーセントの合計額は、総事業費のおおむね５０パーセントの範囲内であるものとする。
- (3) 関連農道及び水路兼用農道は、原則として本工事（運用１別紙１のⅣの１の(1)の本工事をいう。以下この別紙において同じ。）の受益地域内で施工するものとする。
- ただし、本工事及び水路兼用農道施工の結果、流域面積の増加等の原因により洪水量が増大し、排水不良となる場合には、地域外の排水路も本工事とする。
- (4) 関連農道及び水路兼用農道の有効幅員は、原則として２メートル以上とする。
- (5) 工事完了後農道網の一環として使用される資材運搬道路は、関連農道とする。
- (6) 関連排水路は、本工事の排水路又は水路兼用農道の末端に接続し、本工事の地域内の排水を安定した河川に導くとともに、地域外の農用地の排水改良に資するものとする。
- (7) 承水路、集水路、排水路等に附帯する溝畔は、水路安全上必要な最小幅員と

する。

- (8) 本工事の排水路と当該水路に接して同時に施行される関連農道との費用の振分けは、原則として断面上における農道部分と水路構造物との境界線により分割して積算したところによるものとする。
- (9) 特殊農地保全整備工事(運用1別紙1のⅣの1の(4)の特殊農地保全整備工事をいう。以下この別紙において同じ。)の実施地区は、南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和43年法律第17号)第2条により指定された南九州畑作振興地域とする。
- (10) 南九州畑作振興地域における農地侵食防止工事(運用1別紙1のⅣの2の(1)の農地侵食防止工事(排除工事を除く。)をいう。以下この別紙において同じ。)とは場整備、畑地かんがい及び農地開発の各工事が競合する部分の排水路の取扱いについては、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上の部分は、農地侵食防止工事の費用とし、それ未満の場合にあっては、各工事費の費用とする。
- (11) 運用1別紙1のⅣの1の(1)に掲げる「これに準じる地帯」とは、普通畑であって土地の平均傾斜度が10度以上の地域をいう。
- (12) 運用1別紙1のⅣの1の(2)のエの「土留工等」とは、土留石垣、擁壁、堰堤、土砂吐等をいう。
- (13) 運用1別紙1のⅣの1の(2)のエのシラス地域等保全対策工事を実施する用排水施設にあっては、その始点の両側50m及び下方100mの範囲に10戸以上の人家又は公共施設が存することを要するものとする。
- (14) 特殊農地保全整備工事のうち農地保全地域高付加価値農業推進計画(運用1別紙1のⅣの2の(2)の農地保全地域高付加価値農業推進計画をいう。以下この別紙において同じ。)に基づいて行うものにあつては、当該事業区域内において、主として高付加価値農業を営む中核的担い手農家(恒常的に農業を営み今後とも区域内の農業を担っていく個別経営農家)がおおむね5戸以上見込まれることを要するものとする。
- なお、高付加価値農業とは、消費者のニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。
- ア 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘り起こし
- イ 優良品種、特別な販売方式の導入
- ウ 農作物の加工を通じた地域特産物の開発
- エ その他地方農政局長が適当と認める手法
- (15) 都道府県知事は、農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて農地保全整備事業を行う場合、次に掲げる事項を内容とする農地保全地域高付加価値農業推進計画を策定し、別紙様式第1号の事業計画概要書に添付するものとする。
- ア 基本構想
- (ア) 当該地域の農業振興構想及び同構想の中で位置づけられる当該地区の高付加価値農業推進構想
- (イ) 当該地区の高付加価値農業の振興が地域の活性化等に与える効果
- イ 高付加価値農業促進営農計画
- (ア) 当該地区の高付加価値農業に関する営農計画
- (イ) 当該地区の高付加価値農業区域に係る土地利用計画
- (16) 運用1別紙1のⅣの1の(1)に掲げる「防風施設の整備」とは、農用地を風食、風害又は潮害から守る防風林、防風垣、防風ネット及びこれらの施設の管理に必要な管理用道路の設置をいう。
- (17) 運用1別紙1のⅣの1の(5)の「土留工その他の施設」とは、土留石垣、擁壁、堰堤、水路等をいう。
- (18) 運用1別紙1のⅣの1の(6)の「国土保全機能持続対策計画」の内容は次のと

おりとする。

ア 農地防災施設工等の設置理由

イ 農地防災施設工等の維持管理方法

(19)運用1別紙1のⅣの1の(6)の「農地防災施設工」とは、沈砂池等をいう。

(20)運用1別紙1のⅣの1の(7)の「土壌改良」とは、降灰による農地又は果樹等樹体の酸度の矯正等を行うための土壌改良資材の投入とする。

(21)運用1別紙1のⅣの1の(7)の「栽培管理用施設」とは、農業用水の確保、降灰の除去等を行うための畑地かんがい用施設とする。

(22)運用1別紙1のⅣの1の(7)の「農地被覆施設」とは、降灰による農地又は農作物の被害を防止するための農地を覆う施設とする。

(23)運用1別紙1のⅣの2の(4)の(イ)の要件とは、降灰による農地又は果樹等樹体への影響について、公共の試験研究機関等に次のとおり認められたものであることとする。

ア 農地にあつては、その地域において通常栽培される農作物又は果樹等樹体の生育が著しく阻害されることが確実であること。

イ 果樹等樹体にあつては、当該樹体に対する降灰により、その地域における通常の生育状態に比べ、生育が著しく阻害されることが確実であること。

(24)運用1別紙1のⅣの1の(7)及び(8)の事業は土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとする。

## 第6 地盤沈下対策事業

(1) この事業でいう地盤沈下とは、地下水（水溶性天然ガスを含む。）の採取に起因して生じた地盤沈下をいう。

(2) 地下水採取の規制に関する法令等には、地方公共団体の条例を含むものとする。

## 第7 農村地域環境保全整備事業

### (1) 農村地域環境保全総合整備事業

ア 都道府県知事は、運用1別紙1のⅤにより農村地域環境保全整備事業を実施するときは、次に掲げる事項を内容とする農村地域環境保全計画を策定し、別紙様式第1号の事業計画概要書に添付するものとする。

#### (ア) 基本構想

a 防災安全度の向上を図るために整備を行うことが必要な地区の設定理由及び整備構想

b 地域環境の保全、集落管理機能の維持向上等を図るためにaと一体として併せ行う施設の整備構想

#### (イ) 保全管理計画

a (ア)の整備構想を達成するための工事計画

b 地域環境の保全、集落管理機能の維持向上等を図るための整備内容

c 農地等防災保全対策工事及び地域環境保全対策工事で整備される施設の費用負担、予定管理者及び予定管理方法

イ 関連工事の内容は、次に定めるものとする。

#### (ア) 農業用排水施設の変更

農地等防災保全対策工事の対象となる施設と密接に関連した水路の底張り、法張り等

#### (イ) 農道の変更

農地等防災保全対策工事の対象となる施設と密接に関連した農道の舗装等

(ウ) 客土

農地等防災保全対策工事の対象となる施設と密接に関連した農用地において、流亡した耕土の復元等を行うための客土

(エ) 暗きょ排水

農地等防災保全対策工事の対象となる施設と密接に関連した農用地の乾田化を図るために行う暗きょ排水

ウ 運用 1 別紙 1 の V の 1 の (2) のウの事業は土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施する。

第 8 その他

(1) ため池等利活用保全施設整備工事のうち、関連施設の整備は第 3 の規定に関わらず新たに実施しない。

(2) 利活用保全整備工事のうち、利活用保全施設の整備で、運用 1 別紙 1 の II の 1 の (1) のア及び (2) のア（受益面積が 5 ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、2 ヘクタール）以上のものに限る。）と併せ行う特認施設の整備については、第 3 の規定に関わらず新たに実施しない。

防災情報管理システム整備計画

(1) 防災情報管理システム整備の基本構想

|  |
|--|
|  |
|--|

(2) 整備実施期間

令和      年度    ～    令和      年度    (      年間)

(3) 防災情報管理システムの対象となる地域及び施設等の内容

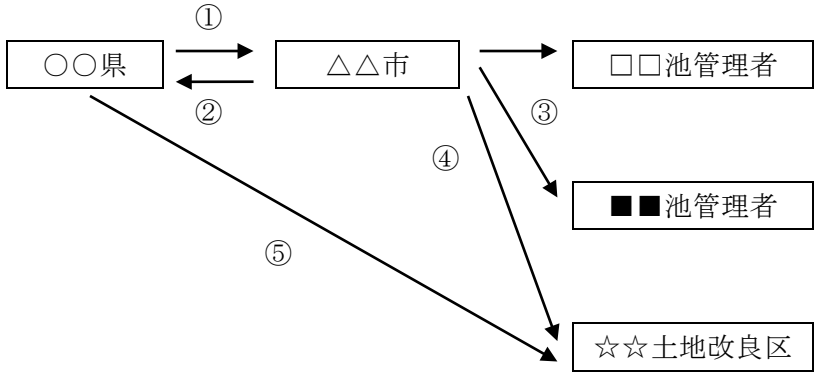
| 対象地域 |    |       |     |     |         |
|------|----|-------|-----|-----|---------|
| 対象施設 | No | 施 設 名 | 区 分 | 諸 元 | 対象とした理由 |
|      |    |       |     |     |         |
|      |    |       |     |     |         |
|      |    |       |     |     |         |
|      |    |       |     |     |         |

※「区分」には「ダム」、「ため池」、「頭首工」、「用水路」、「排水路」、「用排水路」、「排水機場」、「樋門」、「地すべり防止施設」等を記載するものとする。

(4) 防災情報管理システムの整備及び運用計画

①災害を予測するシステムの整備及び運用計画

②防災情報を伝達するシステムの整備及び運用計画

| 伝達系統図                                                                                                                                                                                                                                             |  | 情報発信者等 |             |             |                       |           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------|-------------|-------------|-----------------------|-----------|
| (例)                                                                                                                                                                                                                                               |  | No     | 発信者<br>(組織) | 受信者<br>(組織) | 内 容                   | 伝達方法      |
|  <pre>graph LR; A[〇〇県] -- ① --&gt; B[△△市]; B -- ② --&gt; A; B -- ③ --&gt; C[□□池管理者]; B -- ④ --&gt; D[■■池管理者]; B -- ⑤ --&gt; E[☆☆土地改良区]; A -- ⑤ --&gt; E;</pre> |  | ①      | 県           | 市           | 防災・減災活動の要請            | 電話、Fax    |
|                                                                                                                                                                                                                                                   |  | ②      | 市           | 県           | 防災・減災活動の報告            | 電話、Fax    |
|                                                                                                                                                                                                                                                   |  | ③      | 市           | 管理者         | 雨量、水位情報<br>防災・減災活動の要請 | メール<br>電話 |
|                                                                                                                                                                                                                                                   |  | ④      | 市           | 改良区         | 雨量、水位情報<br>防災・減災活動の要請 | メール<br>電話 |
|                                                                                                                                                                                                                                                   |  | ⑤      | 県           | 改良区         | 雨量、水位情報               | メール       |

③防災情報管理システムの予定管理者

|           |           |
|-----------|-----------|
|           | 所 属 ・ 役 職 |
| システム予定管理者 |           |

(5) 他の防災情報システムとの連携関係等

(例)

| 連 携 図                                                                                       |  | 連 携 内 容 |                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------|------------------------|
| (例)<br><div><div>防災情報管理<br/>システム<br/>(当方)</div><div>①</div><div>防災システム<br/>(河川)</div></div> |  | No      | 内 容                    |
|                                                                                             |  | ①       | 河川担当部局で管理する雨量データを共有する。 |

地域危機管理整備計画

1. 地域危機管理整備の基本構想

| 番号 | 区域名 | 基本構想（危機管理区域の設定の考え方、整備方針、期待される効果等） |
|----|-----|-----------------------------------|
|    |     |                                   |
|    |     |                                   |

2. 整備実施期間

令和      年度 ～ 令和      年度 （      年間）

3. 地域基礎情報（危機管理区域ごとに記載するものとする。）

①地形、地質、気象

（ア）地形

別添

（イ）地質

別添

## (ウ) 気象

| 区域名 | 一般気象 | 観測所名     |        |  |          | 観測期間       |                    |  |            |  |       |  |    |  |
|-----|------|----------|--------|--|----------|------------|--------------------|--|------------|--|-------|--|----|--|
|     |      | 年平均気温（℃） |        |  |          | 年平均降水量（mm） |                    |  |            |  |       |  |    |  |
|     | 特別気象 | 順位       | 観測年月 日 |  | 時間雨量（mm） |            | 日雨量（mm）            |  | 連続雨量（mm）   |  |       |  |    |  |
|     |      | 既往最大     |        |  |          |            |                    |  |            |  |       |  |    |  |
|     |      | 1 位      |        |  |          |            |                    |  |            |  |       |  |    |  |
|     |      | 2 位      |        |  |          |            |                    |  |            |  |       |  |    |  |
|     |      | 3 位      |        |  |          |            |                    |  |            |  |       |  |    |  |
|     |      | 4 位      |        |  |          |            |                    |  |            |  |       |  |    |  |
|     |      | 5 位      |        |  |          |            |                    |  |            |  |       |  |    |  |
|     | 地震   | 順位       | 地震名    |  | 観測年月     |            | 震源地<br>（都道府県・市町村名） |  | 深さ<br>（km） |  | 地震の規模 |  | 震度 |  |
|     |      | 既往最大     |        |  |          |            |                    |  |            |  |       |  |    |  |
|     |      | 1 位      |        |  |          |            |                    |  |            |  |       |  |    |  |
|     |      | 2 位      |        |  |          |            |                    |  |            |  |       |  |    |  |
|     |      | 3 位      |        |  |          |            |                    |  |            |  |       |  |    |  |
|     |      | 4 位      |        |  |          |            |                    |  |            |  |       |  |    |  |
|     |      | 5 位      |        |  |          |            |                    |  |            |  |       |  |    |  |

## ②－ 1 排水状況（土地利用の変動状況）

(単位：ha)

| 区域名 |      | 田 | 畑 | 山 林 | 市 街 地 | そ の 他 | 計 |
|-----|------|---|---|-----|-------|-------|---|
|     | 旧 況  |   |   |     |       |       |   |
|     | 現 況  |   |   |     |       |       |   |
|     | 差引増減 |   |   |     |       |       |   |

②－２排水状況（排水河川）

| 区域名 | 河川名 | 河川管理者 | 流域（ha） | 洪水量（m <sup>3</sup> /s） | 洪水位（m） | 河 道 の 状 況 | 改修計画の有無 |
|-----|-----|-------|--------|------------------------|--------|-----------|---------|
|     |     |       |        |                        |        |           |         |

③被害状況

| 区域名 | 順位   | 災害名等 | 年月日 | 危機管理区域が存在する市町村又は旧市町村単位の災害状況 |     |       |    |    |      |    |    |
|-----|------|------|-----|-----------------------------|-----|-------|----|----|------|----|----|
|     |      |      |     |                             | 農用地 | 農業用施設 | 作物 | 人家 | 公共施設 | 道路 | 合計 |
|     | 1 位  |      |     | 被害量（ha、箇所等）                 |     |       |    |    |      |    | —  |
|     |      |      |     | 被害額（千円）                     |     |       |    |    |      |    |    |
|     | 2 位  |      |     | 被害量（ha、箇所等）                 |     |       |    |    |      |    | —  |
|     |      |      |     | 被害額（千円）                     |     |       |    |    |      |    |    |
|     | 3 位  |      |     | 被害量（ha、箇所等）                 |     |       |    |    |      |    | —  |
|     |      |      |     | 被害額（千円）                     |     |       |    |    |      |    |    |
|     | 特記事項 |      |     |                             |     |       |    |    |      |    |    |

④危機管理区域内の施設管理状況

| 区域名 | 番号 | 施設名 | 区分 | 管理者 | 平常時の管理内容 | 異常時の管理内容 |
|-----|----|-----|----|-----|----------|----------|
|     |    |     |    |     |          |          |

※「区分」には「ダム」、「ため池」、「頭首工」、「用水路」、「排水路」、「用排水路」、「排水機場」、「樋門」、「地すべり防止施設」等を記載するものとする。

#### 4. 地域危機管理整備の内容

##### ①運用1別紙1のⅡの1の(7)のイに関する整備計画

| 区域名 | 番号 | 施設名 | 総事業費<br>(千円) | 被害想定<br>面積 (h a) | 想定被害額<br>(千円) | 整 備 内 容 |
|-----|----|-----|--------------|------------------|---------------|---------|
| 区域計 |    |     |              |                  |               |         |
| 区域計 |    |     |              |                  |               |         |
| 合計  |    |     |              |                  |               |         |

※「番号」及び「施設名」は3. 地域基礎情報の④対象施設の管理状況の「番号」及び「施設名」と同一のものを使用するものとする。

##### ②運用1別紙1のⅡの1の(7)のウに関する整備計画

| 区域名 | 番号 | 施設名 | 被害想定<br>面積 (h a) | 被害総定額<br>(千円) | ハザードマップ作成のための<br>調査内容 | 活 用 構 想 |
|-----|----|-----|------------------|---------------|-----------------------|---------|
| 区域計 |    |     |                  |               |                       |         |
| 区域計 |    |     |                  |               |                       |         |
| 合計  |    |     |                  |               |                       |         |

※「番号」及び「施設名」は3. 地域基礎情報の④対象施設の管理状況の「番号」及び「施設名」と同一のものを使用するものとする。

③運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(7)のエに関する整備計画

| 区域名 | 番号 | 施設名 | 被害想定<br>面積（h a） | 被害総定額<br>（千円） | 防災・減災活動の内容、体制整備の内容 | 関係者、防災・減災活動方針 |
|-----|----|-----|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| 区域計 |    |     |                 |               |                    |               |
| 区域計 |    |     |                 |               |                    |               |
| 合計  |    |     |                 |               |                    |               |

※「番号」及び「施設名」は 3. 地域基礎情報の④対象施設の管理状況の「番号」及び「施設名」と同一のものを使用するものとする。

## 取扱別紙 1（ため池等農地災害危機管理対策事業）

### ため池等農地災害危機管理対策事業について

農地災害危機管理対策計画（以下この取扱別紙において「本計画」という。）は、防災情報管理システム整備計画（取扱別紙 1 別記様式 1）と地域危機管理整備計画（取扱別紙 1 別記様式 2）に区分され、以下に掲げる計画及び事項のうち必要なものを記載するものとする。

なお、本計画の策定に当たっては、防災情報管理システム整備計画は運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(7)のアに関するもの及び地域危機管理整備計画は運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(7)のイ、ウ又はエに関するものを記載するものとする。

#### 1. 防災情報管理システム整備計画

##### (1) 防災情報管理システム整備の基本構想

防災情報管理システム整備の目的、防災情報管理の対象となる地域又は施設の設定の考え方、運用方法、期待される効果等を記載するものとする。

##### (2) 整備実施期間

##### (3) 防災情報管理システムの対象となる地域及び施設の内容

防災情報管理システムの対象となる地域及び施設の内容について記載するとともに、それらの位置が明示された平面図（5 万分の 1 程度）を添付するものとする。

##### (4) 防災情報管理システムの整備及び運用計画

###### ア 災害を予測するシステムの整備及び運用計画

防災情報管理システムのうち災害を予測するシステムの整備及び運用計画について記載するものとする。

###### イ 防災情報を伝達するシステムの整備及び運用計画

防災情報管理システムのうち防災情報を伝達するシステムの整備及び運用計画について記載するものとする。運用計画にあっては、都道府県からため池管理者等の末端受達者までの防災情報の伝達体制について伝達体系図及びその伝達方法等について別途記載するものとする。

###### ウ 防災情報管理システムの予定管理者

防災情報管理システムの維持管理等について、責任を有する予定の者の所属及び役職について記載するものとする。

##### (5) 他の防災関連システムとの連携等

防災情報管理システムを導入する事業主体に既に設置され、又は設置される予定の他の防災関連システムとの連携等について記載するものとする。

#### 2. 地域危機管理整備計画

##### (1) 地域危機管理整備の基本構想

危機管理の対象とすべき農業施設等、関連する流域、減災活動の最小単位となる集落・自治会の範囲等を総合的に勘案して、地域の危機管理が効率的・効果的に実現できる危機管理区域を設定し、それぞれの危機管理区域ごとに危機管理区域の設定の考え方、整備方針、期待される効果等を記載するものとする。

##### (2) 整備実施期間

##### (3) 地域基礎情報

危機管理区域ごとに以下の事項について記載するものとする。

###### ア 地形・地質・気象

(ア) 地形

地形については、危機管理区域ごとに地形図（５万分の１程度）を添付するものとする。

(イ) 地質

地質については、地質調査所刊や県内地質図等の既存資料を利用して作成するものとし、危機管理区域ごとに地質図（５万分の１程度）を添付するものとする。なお、可能な限り断層、地すべり区域、土砂崩壊危険箇所等の防災情報について図示するものとする。

(ウ) 気象

気象については、一般気象、特別気象、地震及び地すべりに区分されるものとし、危機管理区域ごとに記載するものとする。

一般気象については、最近 10 か年の記録を基に年平均気温及び平均降水量（年降水量及び年降水日数）、特別気象については既往最大時間雨量、既往最大連続雨量及び時間雨量が最近 30 か年の記録のうち上位 5 位までについての時間雨量、連続雨量及び日雨量を記載するものとする。また、地震については、既往最大の地震の規模及び最近 30 か年の記録のうち上位 5 位までの地震を記載するものとする。なお、危機管理区域に地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり区域が含まれる場合は、地すべり区域及びその代表箇所の間隙水圧を記した地形図（２万 5 千分の 1 程度）を添付するものとする。

イ 排水状況

危機管理区域を単位として、排水施設、排水河川等の位置及び各排水施設の支配流域を記した排水系統図（２万 5 千分の 1 程度）を添付するものとする。なお、ため池にあっては、下流の被害想定区域も記すものとする。

地域開発等により排水施設の支配流域に著しい土地利用等の変動がある地域を含む危機管理区域においては、危機管理区域単位で旧況及び現況の土地利用の変動経緯を記載するものとする。なお、旧況とは既存施設が設置された年代とするが、不明の場合はおおむね 10 年前の土地利用の状況をいう。また、排水河川については危機管理区域の排水が到達する直近の河川における河川名、河川管理者、流域面積、洪水量（1/20 年確率）、洪水位（1/20 年確率）、河道の状況、改修計画の有無について記載するものとする。

ウ 被害状況

危機管理区域が存在する市町村又は旧市町村を単位として過去 30 か年の台風、豪雨、地震等の自然災害による農用地、農業用施設、作物、民家、住民等の被害額の合計の大きさが上位 3 位までの災害について被害量及び被害額を記載するものとする。なお、危機管理区域内で発生した既往災害について、特記すべき事項があれば必要に応じて記載するものとする。

エ 危機管理区域内の施設管理状況

危機管理区域内で危機管理の対象とすべき施設ごとの管理状況について記載するものとする。

(4) 地域危機管理整備の内容

危機管理区域ごとに以下の事項について記載するとともに、危機管理区域及び対象施設の位置が明示された平面図（２万 5 千分の 1 程度）を添付するものとする。

ア 運用 1 別紙 1 のⅡの 1 の(7)のイに関する整備計画

(ア) 対象施設の名称

(イ) 対象施設ごとの整備内容及び総事業費

(ウ) 対象施設ごとの被害想定面積及び想定被害額

なお、想定被害額の算定方法にあつては、ため池等整備事業の効果算定方法に準ずるものとし、被害想定面積を図示した平面図（2万5千分の1程度）を添付するものとする。

- (エ) 対象施設がため池の場合にあつては、「農業用ため池緊急整備・災害管理対策計画の策定について（平成17年8月9日付け17農振第771号農村振興局通知）」による農業用ため池緊急整備・災害管理対策計画との関係を記載するとともに、「農業用ため池の一斉点検の実施及びデータベースの作成について（平成25年3月29日付け24農振第2656号防災課長通知）」の点検結果を記載したため池点検個票を添付、又は、農業用ため池緊急点検（平成17年4月15日付け17農振第105号防災課長通知）の点検結果を記載した様式1を添付するものとする。

イ 運用1別紙1のⅡの1の(7)のウに関する整備計画

- (ア) ハザードマップの対象となる危機管理区域及び施設の被害想定面積並びに想定被害額
- (イ) ハザードマップ作成のための調査等の内容
- (ウ) ハザードマップの活用構想

ウ 運用1別紙1のⅡの1の(7)のエに関する整備計画

- (ア) 防災・減災活動、計画の策定及び体制の整備の対象となる危機管理区域及び施設の被害想定面積並びに想定被害額
- (イ) 防災・減災活動、計画の策定及び体制の整備に必要な啓発・研修等の活動内容、機材等の整備内容
- (ウ) 防災・減災活動、計画の策定及び体制の整備に参画する者及び今後の防災・減災活動方針

## 取扱別紙 2（湛水防除事業）

### 湛水防除事業について

#### 1 要旨

- (1) 湛水防除事業とは、原則として、かつて応急湛水排除事業が実施された地域に、あらかじめ防止施設を施工して、予想される被害を未然に防止する事業をいい、排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設又は改修を主要工事とする事業である。

ただし、クリーク防災機能保全対策工事については、クリーク密度又は貯留容量が一定以上である地域で、溢水被害及び水路機能被害を防止するものであり、排水施設の新設、廃止又は改修、農業用道路の改修、暗渠排水及び整地を実施する事業とする。

- (2) 国の助成を除いた残額は、都道府県費、市町村費等地方公共団体の費用をもって充当するものとする。ただし、受益の限度に従い受益者に負担させることは妨げない。

- (3) 完了後の施設（クリーク防災機能保全対策工事に係るものを除く。）の維持管理には、都道府県、市町村等地方公共団体が当たるものとする。

#### 2 実施基準

##### (1) 排水施設整備工事

原則として応急湛水排除事業が実施された地域において実施される次の各号の要件を満たすものであって、当該対象地域は既に排水施設が整っているも、立地条件等の変化により必要となった最小限度の事業とする。

ア 面積 1 地区おおむね 30 ヘクタール以上

イ 事業費 1 地区おおむね 50,000 千円以上

ウ 事業効果 予想被害額が事業費に等しいか、より大きい場合であり、かつ、予想被害のうち農業部門の比率が 50 パーセント以上の地区

エ 次の条件のいずれかに該当する地区

(ア) 排水改良事業実施後、その耐用年数以内に立地条件の変化のため著しく排水不良となった地区

(イ) 事業の施行に係る地域において、受益戸数中農家戸数以外の戸数が占める割合又は受益面積中農地以外の土地の面積が占める割合が 5 分の 1 以上である場合で、しばしば湛水被害を受ける地域

(ウ) 地盤沈下等により湛水被害の著しい地域

(エ) 受益面積と流域面積との比が著しく大きく（流域面積が受益面積の 3 倍以上）、負担に耐えないもの

オ 排水調整池を事業の対象とする場合にあっては、耕作放棄地を利用することとする。

また、自然環境を保全するための工事は、植生工、親水及び護岸の整備のみとする。

##### (2) 排水管理施設整備工事

次に掲げる各号の要件を満たす事業とする。

ア 面積 1 地区おおむね 100 ヘクタール以上

イ 排水施設整備工事によって造成された施設を主たる対象とするもの

ウ 同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設によって排水される河川等をいう。）に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域において実施するもの

エ 防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修を単独で実施するもの

(3) クリーク防災機能保全対策工事

次に掲げる各号の要件を満たす事業とする。

ア 面積 1 地区おおむね 20 ヘクタール以上

イ 運用 1 別紙 1 のⅢの 1 の(2)に掲げる農業用の水路密度又はクリークの貯留容量が一定以上である地域として、次のいずれかに該当する地域で実施するものとする。

(ア) 市町村を単位として、クリークの排水受益である農用地（以下「受益農用地」という。）に占める貯留容量を有するクリークの面積の割合が6.7パーセント以上であること

(イ) 市町村を単位として、受益農用地100ヘクタール当たり 67,000 立方メートル以上の貯留容量を有すること

3 事業区分及び事業主体

(1) 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事のうち地区面積が400ヘクタール（離島にあっては300ヘクタール）以上であり、かつ、事業費が5億円以上のもの及び排水管理施設整備工事のうち地区面積が1,000ヘクタール以上のもの及びクリーク防災機能保全対策工事のうち地区面積が100ヘクタール以上のものについては大規模地区とし、その他の地区は小規模地区とする。

(2) 事業主体は都道府県を原則とするが、小規模地区については、市町村又は市町村組合を事業主体とすることができる。

ただし、クリーク防災機能保全対策工事については、都府県に限る。

4 基本計画

運用 1 別紙 1 のⅢの 1 の(2)に掲げる「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」は次に定めるものとする。

- (1) 地域の溢水被害及び水路機能被害を防止するための整備計画
- (2) 地域の環境に配慮した整備の基本的な考え方
- (3) 他事業との関連
- (4) 施設管理予定者
- (5) 施設の運用方法

5 工事の内容等

運用 1 別紙 1 のⅢの 1 の(2)に掲げるクリーク防災機能保全対策工事の内容等は、次に定めるものとする。

(1) 排水施設の新設、廃止又は改修

排水施設のうち排水路については、耐用年数が経過する以前において水路機能被害が生じているか又は生じるおそれがあるものの改修に限る

(2) 農業用道路の改修

上記(1)の排水路に隣接し、侵食被害が発生している農業用道路の改修

(3) 暗渠排水

上記(1)の排水路の侵食被害の発生に伴い機能低下した暗渠排水の機能回復

なお、暗渠排水のうち、市町村または土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置づけされているものを地域排水型暗渠排水と称する。

また、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

(4) 整地

上記(1)の排水路内に堆積した土砂を利用した整地